

○阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金支給要綱

令和 2 年 6 月 9 日

告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に厳しい経営環境にある市内事業者に対し、雇用の維持及び事業活動の継続に資することを目的に予算の範囲内で支給する阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金（以下「給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 本市内に事業所（法人にあつては、本店又は主たる事業所）を有する者であること。
- (3) 令和 2 年 2 月以降に、雇用の維持又は事業活動の継続を目的に、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度（市長が指定するものに限る。）による融資を受けた者であること。
- (4) 前号に掲げる融資の申込みの際に、令和 2 年 2 月以降の特定の期間（以下「対象期間」という。）における売上高等について、前年同期等の特定の期間と比較した減少率（以下「減少率」という。）が 20 パーセント以上であることが確認できる者であること。
- (5) おおむね雇用が維持されており、今後も事業活動を継続する意思のある者であること。

2 前項第 1 号に規定する「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者及び小規模企業者又はその 2 者以上の者が構成した団体及び協同組合等のいずれかに該当する者をいう。この場合において、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する中小企業者のうち、同条第 5 項第 4 号及び第 5 号並びに同条第 6 項に掲げる要件のいずれかを満たす者は、中小企業者等とみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項に掲げる業種のみを主たる事業とする者は、支給対象者とならないものとする。

(給付金の額等)

第 3 条 給付金の額は、前条第 1 項第 3 号に規定する融資を受けた額に 10 分の 1 を乗じて得た額と支給上限額のいずれか低い額とする。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定による支給上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 対象期間の減少率が 20 パーセント以上 50 パーセント未満の場合 30 万円

(2) 対象期間の減少率が 50 パーセント以上の場合 50 万円

3 同一支給対象者が給付金の支給を受けることができる回数は、1 回までとする。

(給付金の支給申請)

第 4 条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金支給申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第 2 号）

(2) 第 2 条第 3 号に規定する融資の認定状況が確認できる書類

(3) 対象期間の減少率が 20 パーセント以上であることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(給付金の支給決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による給付金の支給申請を受理したときは、支給申請書及びその添付書類の内容を審査し、給付金支給の適否を決定し、速やかに当該支給対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、遅滞なく当該支給対象者に給付金を支給するものとする。

(給付金の支給決定の取消し又は給付金の返還)

第 6 条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は給付金の支給に関し不正行為があったとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。